明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五四）　一

〔告　示〕

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委一八）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（政治資金適正化委三一）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三二）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務二〇四）　三

○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学九六）　三

○登録有形文化財の名称を変更する件（同九七）　三

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件（厚生労働三六〇）　三

○肥料を登録した件（農林水産一三六三）　四

○保安林の指定をする件（同一三六四～一三六七）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三六八～一三七四）　五

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一一九）　六

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境二二）　六

○届出事業者の住所を変更した件（同二三）　七

○少数生産車の型式を承認した件（同二四～二九）　七

○承認事業者の住所を変更した件（同三〇）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通六一二）　九

○気象業務法の規定により、民間気象業務支援センターの名称の変更の届出があった件（気象庁四）　九

○気象業務法の規定により、登録検定機関の氏名又は名称及び検定事務を行う事務所の名称の変更の届出があった件（同五）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

復興庁　財務省　国税庁　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

法　務　九

公証人任免（法務省）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

司法書士懲戒処分、岩手山中演習場に係る住宅防音区域の指定、饗庭野演習場に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

日本弁護士連合会役員就任関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○国土交通省令第五十四号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十四条の七第三項の規定を実施するため、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十七日

国土交通大臣　前田　武志

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表中「財団法人気象業務支援センター（平成六年三月十五日に財団法人気象業務支援センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人気象業務支援センター」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十七日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　社団法人宮城県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人宮城県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人宮城県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

二　社団法人岡山県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人岡山県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人岡山県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日